

第46号議案

中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和5年（2023年）9月22日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

区立小学校の再編に伴い通学区域を定める必要がある。

中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

中野区立学校通学区域に関する規則（昭和31年中野区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表1の表鷺宮小学校の項及び西中野小学校の項を削り、同表に次のように加える。

鷺の杜小学校	若宮三丁目	58番
	白鷺一丁目	30番、31番
	白鷺二丁目	全域
	白鷺三丁目	全域
	鷺宮一丁目	6番、14番、15番、16番（線路の北側）、17番から21番まで、24番から31番まで
	鷺宮二丁目	全域
	鷺宮三丁目	全域
	鷺宮四丁目	全域

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。